

第8章 文化財の防災

第8章 文化財の防災

本章は文化財の防災に関する現状と課題を整理したうえで、今後の方針と取組について記載します。なお、文化財の防災は、第5章で設定した方向性②「守る」に該当します。しかし、防災は文化財のき損や滅失に直接的にかかわる重要な問題であるため、個別の章を設定し記載します。

第1節 文化財の防災における現状と課題・方針

【現状と課題】

本市は「湖西市地域防災計画」に基づき、地震や風水害といった各種災害の予防や対策を実施しています。また、文化庁は令和元年度（2019）に「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を作成しました。静岡県も平成18年度（2006）に「静岡県文化財防災マニュアル」を作成しています。一方で、文化財所有者に対して、これらのガイドラインやマニュアルについての周知が十分にできていません。そのため、防火対策ガイドラインや防災マニュアルの周知に取り組む必要があります。

国や県の指定文化財に設置されている消防用設備の維持管理費用や、消防用設備の設置費用に対し、国や県、市から補助金を交付しています。災害や火災による文化財の滅失を防ぐうえで、今後も指定等文化財の所有者が、消防用設備の設置や維持管理を継続することが重要です。そのため、指定文化財所有者が行う消防用設備の維持管理や設置に対する支援を継続する必要があります。

本市が所有している指定等文化財のうち、新居関跡、旅籠紀伊国屋資料館及び小松楼まちづくり交流館に消防用設備を設置しています。そのため、これらの消防用設備の維持管理を適切に行う必要があります。

本市が所有している文化財の消防用設備や電気設備に、著しく老朽化したものがあり、漏電により火災が発生する危険があります。また、耐震補強をしていない文化財があり、大規模地震の際に文化財の価値が損なわれる可能性があります。また、倒壊により見学者へ危害が及ぶ可能性もあります。そのため、老朽化した消防用設備及び電気設備の更新や、文化財の耐震化に取り組む必要があります。

火災への対策として、毎年1月に本興寺、応賀寺及び新居関跡で文化財防火デーを開催しています。文化財



8- 1 新居関跡の消火栓



8- 2 新居関跡の老朽化した電気設備

防火デーでは市職員、所有者及び住民が連携し、文化財を焼失から守るための手順と行動を確認しています。より効果的な防火対策を行ううえで、市だけでなく所有者や住民が協力し、訓練を行うことが重要です。そのため、官民協働での防火訓練を継続する必要があります。

大規模災害の発生時、文化財担当部署の職員は市の災害対策本部に動員され、被災した文化財の救援や復旧業務を速やかに行うことができません。そのため、外部の専門機関や人材を活用した文化財レスキューボードの構築に取り組む必要があります。



8- 3 文化財防火デーの様子（本興寺）



8- 4 文化財防火デーの様子（新居関跡）

【方針】

方針 防災-1	防火対策ガイドラインや防災マニュアルを広く周知します。
方針 防災-2	指定文化財の所有者が実施する消防用設備の維持管理や設置に対する支援を継続します。
方針 防災-3	本市所有の文化財に設置している消防用設備を適切に維持管理します。
方針 防災-4	本市所有の文化財に設置している老朽化した消防用設備及び電気設備の更新や、耐震補強に取り組みます。
方針 防災-5	官民協働での防火訓練を継続し、地域全体の防火意識を高めます。
方針 防災-6	災害時における文化財レスキューボードの構築します。

第2節 文化財の防災における取組

前節で定めた方針に基づき、今後実施する取組を表8-5の通り定めます。

8-5 取組表(文化財の防災)

項目	方針No.	取組No.	新規/継続	取組名	取組内容	取組時期		取組主体				財源
						前期	後期	行政	所有者等	専門機関	市民団体	
防災	防災-1	46	新規	防火対策ガイドラインの周知	国や県、市が作成した各種マニュアルやガイドラインを所有者へ周知する。また、「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」に記載されている点検を実施するように所有者へ指導する。	■	■	◎(文)	○			市費
	防災-2	47	継続	消防用設備設置に対する支援	指定等文化財へ消防用設備を新設する際に、所有者へ補助金の交付や技術的な側面からの支援を行う。	■	■	◎(文)				市費、国・県補助
		48	継続	消防用設備維持管理に対する支援	国・県指定文化財の消防用設備の維持管理に対する補助金の交付を継続する。	■	■	◎(文)				市費、県補助
	防災-3	49	継続	消防用設備維持管理	市が所有する指定等文化財について、消防用設備の点検や修繕などの維持管理を継続する。	■	■	◎(文)				市費
	防災-4	50	新規	【重点】新居関跡防災整備事業	新居関跡の関所建物の耐震診断や耐震工事、老朽化した電気設備や消防用設備の更新を、新居関跡保存活用計画に基づき計画的に実施する。	■	■	◎(文)		○		市費、国・県補助
	防災-5	51	継続	文化財防火デーの実施	本興寺、応賀寺及び新居関跡等で実施している文化財防火デーの訓練を継続する。	■	■	○(文)	◎	○		市費
	防災-6	52	新規	文化財レスキューの実施体制の構築	文化財防災センターなどの関連機関や文化財所有者と連携し、被災時における文化財レスキューの実施体制の構築に取り組む。	■	■	◎(文)(危)	○	○	○	市費